

資料3-4

パッケージシステムとカスタマイズについて

平成22年1月21日

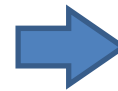
株式会社 日立製作所

1. 自治体基幹業務システムの標準化について

自治体業務は、紙を前提とした手作業による事務の効率化や自治体の規模に応じた柔軟性を備えた制度として体系化されてきた。これまで、システム化により事務処理の合理化が進められたが、従前の制度を継承しつつ、自治体による独自のシステム化が進められた。そのため、近年のシステムの共同利用化やSaaS等の新たな環境においては、この制度・運用が更なる効率化を妨げる要因となっており、今後の自治体業務ではシステム（業務）の標準化が求められる状況となっている。

そこで、自治体における過去のカスタマイズ内容を分析した結果、自治体基幹業務システムの標準化のために下記対応が必要と考える。

仕様の統一



ex. 帳票レイアウト、連携データ

例えば、証明書、各種通知等に記載される項目は全ての自治体で同じであるのも関わらず、自治体の条例によってレイアウトが異なる場合が多い。自治体の規模や特性等に関係なく、共通の仕様とすることで効率化が図られるものは仕様の統一化が有効となる。また、行政全体の最適化の観点からの業務の粒度（例：宛名管理の範囲等）、業務間のインタフェース、データ項目、コード辞書（例：年号、住民種別）、辞書（例：住所辞書）等に関する仕様の統一についても合わせて実施が望まれる。

提供サービスのオプション化（パラメータ化）



ex. 自治体規模、自治体の裁量

自治体の規模に起因する組織や個人の業務範囲、住民サービスに対する考え方の相違は、サービス提供者側が提供するサービスをオプション化（システムのパラメータ化）し、サービス利用者側は用意された方式から最適な方式を選択することで対応できる。

コスト見合いでのカスタマイズ

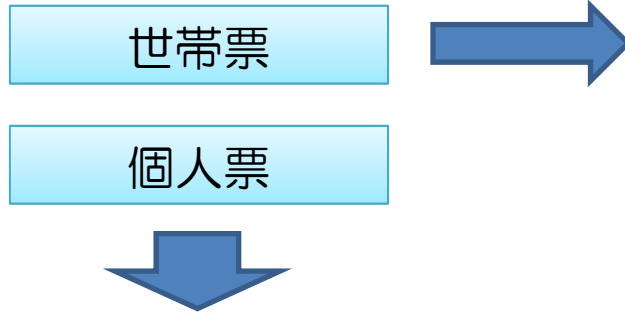


ex. 地域特性

「地域独自の福祉サービス等の地域特性に関わる固有の要件実現は、コスト面でのスケールメリットも得られないため、当該自治体個別の仕様としてコストを鑑みた上で、カスタマイズ可能とする手段が必要である。

2. どのような内容がカスタマイズされているのか

(1) 住民票（個人票と世帯票）



住民票 春夏県秋冬市

氏名	ひだり 太郎	生年月日	昭和44年11月22日	性別	男	世帯主	日立 太郎	続柄	世帯主
住所	秋冬市南北町1丁目852番地965号 南北マンション999棟102号		住民票の遷居年月日	平17.9.28	転居	届年月日	平17.9.28	住民票の届出年月日	平17.9.28
本籍	群馬県高崎市皇月町1丁目12-20		筆頭者	日立 太郎					
前住所	春夏県秋冬市東西町6丁目234番111号333 東西マンション128号								
住民票コード	00093018925								
備考	平17.9.28改製								
行政区	北町第2		平17.9.28事実上の世帯主 日立 太郎			(1 / 1) 一戸			

この写しは住民票一部の原本と相違ないことを証明する。
平成17年 9月28日

春夏県秋冬市市長

東西 太郎



住民票

春夏県秋冬市 1 / 1

住所	秋冬市南北町1丁目852番地965号 南北マンション999棟102号		世帯主	日立 太郎					
氏名	ひだり 太郎	生年月日	昭和44年11月22日	性別	男	続柄	世帯主	住民票コード	00093018925
住定年月日	平17.9.28	転居	住民票の届出年月日	平17.9.28	住民となった年月日	平17.9.28			
本籍	群馬県高崎市皇月町1丁目12-20		筆頭者	日立 太郎					
前住所	春夏県秋冬市東西町6丁目234番111号333 東西マンション128号								
氏名	ひだり 花子	生年月日	昭和41年2月12日	性別	女	続柄	妻	住民票コード	00093018933
住定年月日	平17.9.28	転居	住民票の届出年月日	平17.9.28	住民となった年月日	平17.9.28			
本籍	富山県中新川郡立山町湖西3丁目11-2		筆頭者	日立 太郎					
前住所	春夏県秋冬市東西町6丁目234番111号333 東西マンション128号								
氏名	ひだり 徹	生年月日	平成2年1月14日	性別	男	続柄	子	住民票コード	00093018941
住定年月日	平17.9.28	転居	住民票の届出年月日	平17.9.28	住民となった年月日	平17.9.28			
本籍	群馬県高崎市皇月町1丁目12-20		筆頭者	日立 太郎					
前住所	春夏県秋冬市東西町6丁目234番111号333 東西マンション128号								
氏名	ひだり 佳織	生年月日	平成5年12月11日	性別	女	続柄	子	住民票コード	00093018950
住定年月日	平17.9.28	転居	住民票の届出年月日	平17.9.28	住民となった年月日	平17.9.28			
本籍	群馬県高崎市皇月町1丁目12-20		筆頭者	日立 太郎					
前住所	春夏県秋冬市東西町6丁目234番111号333 東西マンション128号								
氏名	以下 余 白								
住定年月日		転居	住民票の届出年月日		住民となった年月日				
本籍			筆頭者						
前住所									

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。

平成17年 9月28日

春夏県秋冬市市長

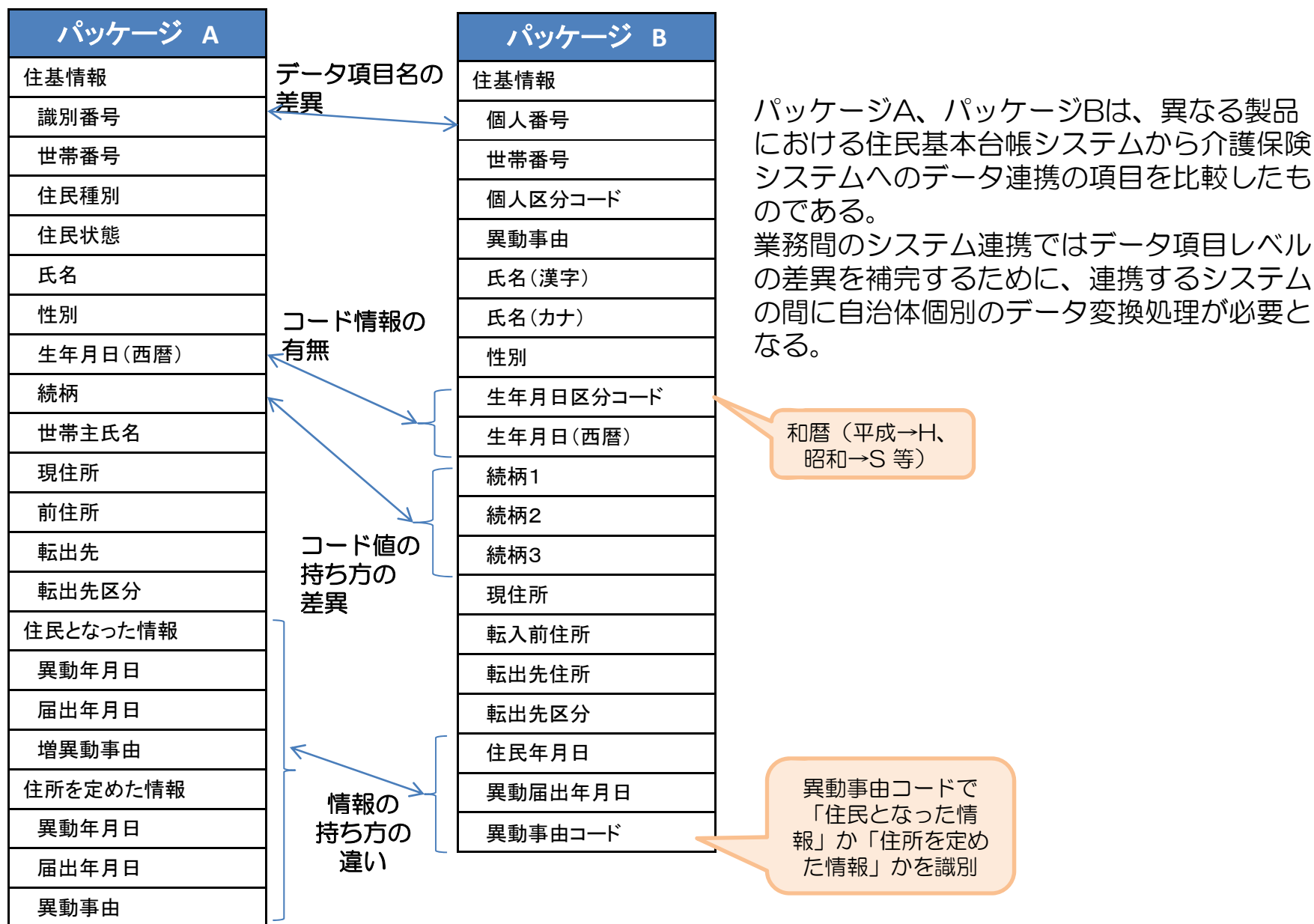
東西 太郎



住民票の基本は個人票であるが、規模の大きな自治体では、電算化以前に世帯の構成員全てを記載した「世帯票」での管理が効率的との理由で採用し、電算化後もこの様式を継承している場合がある。

2. どのような内容がカスタマイズされているのか

(2) 業務間インターフェースのカスタマイズ例（住民基本台帳→介護保険）



2. どのような内容がカスタマイズされているのか

(3) 国民健康保険のカスタマイズ例

① 徴収方式

国民健康保険法第76条では、徴収方式に保険料方式を定めているが、大半の自治体で保険税方式を採用している。保険料方式の徴収権の時効は2年であるが、保険税方式は5年になることに加え、滞納処分の優先順位が税方式の方が高くなるためである。

② 賦課方式

国民健康保険料の賦課方式は市町村の実情に応じて各市町村で決めることとされており、主に4方式（所得割・資産割・被保険者均等割・世帯平等割）・3方式（所得割・被保険者均等割・世帯平等割）・2方式（所得割・被保険者均等割）がある。

	自治体	所得割	被保険者均等割	世帯平等割	資産割
1	A市	○	○	○	○
2	B市	○	○	○	
3	C市	○	○		

所得割は、前年の所得に応じて算定
被保険者均等割は、被保険者1人ひとりに課される
世帯平等割は、世帯ごとに課される
資産割は、当該年度の固定資産税額に応じて算定

市町村のおかれた状況は全国一律ではないため、その市町村の実情に合わせた要求仕様に基づきパッケージにカスタマイズをおこなっている。

3. 標準化に対する対応例

	項目	事例	対応策の案
1	仕様の統一	住民票は、個人票と世帯票が存在し、自治体はどちらか一方を採用している。	住民票を個人票に統一する。
		証明書や通知書が自治体によって様式が異なる。	印字項目と様式を統一する。 (*)
		業務間のインターフェースが自治体によって異なる。	業務の粒度を決め、その業務間のインターフェース仕様を統一する。 (*)
		JIS規格第1、第2水準以外の文字（外字）が自治体の独自運用のため、システム連携のために文字のつき合わせ（同定）やコード変換が必要となる。	使用する文字やシステム間連携の文字コードに関するインターフェイス仕様を統一する。
2	提供サービスのオプション化（パラメータ化）	国民健康保険は各自治体によって条例で定められており、保険料方式と保険税方式の徴収方式や複数の賦課方式が存在する。	サービス提供者にて保険料方式と保険税方式や各種賦課方式を用意し、自治体がパラメータの変更のみで対応できる仕組みを用意する。
		大規模自治体では、委託用帳票印刷データ作成、委託入力データの取込、一括入力画面等のバッチ処理が必要となる。	大規模自治体向けのバッチ処理をサービス提供者が用意し、必要とする自治体がパラメータの変更のみで採用できる仕組みを用意する。
		小規模自治体では、住基業務と国保業務を同一窓口（同一部署）で対応するが多いため、双方のシステムの画面連携とデータ連携が必要となる。	小規模自治体向けの画面と画面遷移をサービス提供者が用意し、必要とする自治体がパラメータの変更のみで採用できる仕組みを用意する。
3	コスト見合いでのカスタマイズ	福祉サービスとして、国で定める特別障害者手当のほかに、県や市独自の重度心身障害者手当、難病患者福祉手当、配食サービスなどが地域独自サービスとして提供している。	地域独自サービス機能の必要性や実現する場合の費用対効果からカスタマイズの可否を検討する。

*：印字項目に限らずデータ項目に関しては、用語の定義やデータ項目名称等に対する統一的な定義（データの標準化）が必要である。

・内容は一例で、全ての内容を網羅するものではありません。
 ・自治体規模は以下を目安にしています。
 小規模：3万人未満
 中規模：3万人以上、30万人未満
 大規模：30万人以上
 ・影響度は目安です。
 ・パラメータ対応の可否は、凡例は以下の通りです。
 ○：技術的に可能。（現在、実現しているものではありません）
 △：統一的な仕様で定められた場合は可能。

自治体における主要業務のカスタマイズの一例

No	業務名 (LASDEC主要26業務 電子自治体準拠)	影響度	自治体の条例で 決められている	主な要因																					
				規模別 影響度			頻度	パ ラ メ ー タ の 可 否	組織の規模が異なる			頻度	パ ラ メ ー タ の 可 否	自治体固有の理由			頻度	パ ラ メ ー タ の 可 否	その他						
				小 規 模	中 規 模	大 規 模			小 規 模	中 規 模	大 規 模			小 規 模	中 規 模	大 規 模			小 規 模	中 規 模	大 規 模	頻度	パ ラ メ ー タ の 可 否		
5	固定資産税	大	【団体間の違い】 様式が異なる。 ・課税明細書様式変更 ・価格決定通知書様式変更 ・家屋評価額計算様式変更 ・土地評価額計算様式変更 ・償却資産申告書様式変更 ・償却資産課税台帳様式変更 ・種類別明細書様式変更 ・納税通知書様式変更 【理由】 統一の様式が無く、各自治体の条例で様式が決められている。	小	小	小	導入時	△	【団体間の違い】 小中規模では、家屋評価システムからの取り込みデータの決裁はオンライン処理のみだが、大規模自治体では一括処理で行う。家屋評価システムよりの取り込みはオンラインからの入力となるが、一括での取り込み処理を追加し、エラーリストを一覧で出力する機能の追加。 【理由】 大規模自治体では、オンライン処理で家屋評価システムのデータを1件ずつ確認するのは、件数が多く運用が回らないため。 【団体間の違い】 大規模自治体では、みなし課税を抑止する処理を追加。現況確認ができており、証明できるのであれば、申請がなくても前年情報を引き継いで課税するが、証明ができない場合に前年情報を引き継がないように処理を変更。 【理由】 償却資産の現況確認ができ証明できる場合は前年度償却を引き継げるが、大規模では現況確認ができていない場合があるため。 【団体間の違い】 外部委託用の帳票データが異なる。 【理由】 帳票の大量印刷の場合、印刷を外部委託するが、委託先ベンダーによって連携データが異なるため。	中	導入時	○	自治体固有の理由	中	導入時	○	【団体間の違い】 概要調査システムや家屋評価システムなど、異なるベンダーのシステムの場合、L/Fに合わせた連携データのレイアウトの変更（项目的には変わらないが、レイアウト（項目配置）が変わる）及び文字コードの変更が発生する。 【理由】 外部連携先システムとの連携データが各業務、および開発ベンダーによって異なるため。	大	導入時	△	その他	大	導入時	△	
6	T06国保・年金	大	【団体間の違い】 様式が異なる。 ・国保税納税通知書様式変更 ・変更決定通知書様式変更 【理由】 統一の様式が無く、各自治体の条例で様式が決められている。	小	小	小	導入時	△	【団体間の違い】 住記の業務と連携する機能の有無。 【理由】 小規模自治体では、住記と国保資格業務を同じ窓口で実施することがあるため。 【団体間の違い】 外部委託用の帳票データが異なる。 【理由】 帳票の大量印刷の場合、印刷を外部委託するが、委託先ベンダーによって連携データが異なるため。	中	導入時	△	【団体間の違い】 様式が異なる。 ・調整交付金資料 ・連合会L/F 【理由】 県に報告する資料で、県毎に指定している様式が違うため。	小	小	小	導入時	△	【団体間の違い】 国保料であれば、料金の算定方式カスタマイズ（国保税＝旧但し書き方式、国保税＝住民税方式が一般的） 旧但し書き方式：所得を用いる。 住民税方式：住民税額を用いる。 【理由】 徴収方式として国民健康保険法第76条では、保険料方式を定めているが、大半は保険料方式を採用しているため。	大	導入時	○	△	△	○

自治体における主要業務のカスタマイズの一例

・内容は一例で、全ての内容を網羅するものではありません。
 ・自治体規模は以下を目安としています。
 小規模：3万人未満
 中規模：3万人以上、30万人未満
 大規模：30万人以上
 ・影響度は目安です。
 ・パラメータ対応の可否は、凡例は以下の通りです。
 ○：技術的に可能。（現在、実現しているものではありません）
 △：統一的な仕様で定められた場合は可能。

No	業務名 (LASDEC主要26業務 電子自治体準拠)	影響度	主な要因																																																				
			自治体の条例で 決められている			組織の規模が異なる			自治体固有の理由			その他			その他																																								
			規模別 影響度	頻度	対応の メータ 可否	規模別 影響度	頻度	対応の メータ 可否	規模別 影響度	頻度	対応の メータ 可否	規模別 影響度	頻度	対応の メータ 可否	規模別 影響度	頻度	対応の メータ 可否																																						
7	T09介護保険	中	【団体間の違い】 様式が異なる。 (例：帳票のタイトルに 市の名前をつける「〇 〇市介護保険自己負 担額証明書」、介護給 付費通知ではサービ ス項目毎の明細を全 て印刷するのか、サー ビス種類単位のくり のみ印刷するか等) 【理由】 通知書の様式などは、 介護保険法で全て定 められておらず、自治 体の条例にて定める ものもあるため。	小	小	導入時	△	【団体間の違い】 一括処理のカスタマイ ズ。 例えば、高額介護 サービス費の支給決 定などは毎月3000 件程度の決定行為が 必要で、一旦、全て 支給決定状態にし、税 が未確定で算定金額 の変更が個別に変更 になる必要がある対象 者についてだけ、決定 状態を未決定に戻し、 金額を修正後個別に オンラインで修正する など。 【理由】 大規模自治体では、 処理件数が多いた め、月次の一括処理 時間が膨大にかかる。 なお、システムによ っては上記のような運 用を可能とするか しなないかを設定変 更により可能とする ものもある。	小	小	中	導入時 法改正時 (不定期)	○	【団体間の違い】 自治体個別のシステ ムとのデータ連携 例えば、収納のみ管 理するのか、督促も 実施するのかなどは 収納管理システムの 機能により、それ に応じて求められる インタフェースの項 目も異なる。 【理由】 収納管理について 自治体の規模が大 きいところでは、 専用の収納管理シ ステムを設けてお り、連携インタ フェースがそれぞ れ異なる。 なお、上記につ いては各システム 個別にどのような インタフェース、 契機、データ形 式、文字コードで 連携するのかなど の調整が必要で、 システム導入時 に必ず個別調整 が必要となる案 件となる。	小	小	中	導入時 法改正時 (不定期)	△	【団体間の違い】 保険料について期 割の方法が自治体 により異なる。例 えば、1期、2期、 3期のそれぞれの 金額が小さい場 合、1期にまとめて 徴収するか、3 期にわけて徴収 するのかなど。 【理由】 期割の方法につ いては形式が3 つ国から規定さ れているが、金 額が一定の場合 に期をまとめて はけないなどの 規定はなく、市 町村で住民に対 してどのように 通知するのがよ いかを検討して 運用を決めてい るため。 なお、端数につ いては、後ろの 期に寄せるのか 、前の期に寄 せるのかなどは 自治体の考え方 によるものであ り、まとめ方は それぞれ異なる。	小	小	中	導入時 法改正時 (不定期)	△	【団体間の違い】 外部と連携する認 定審査会や訪問調 査システムの連携 データのレイアウト 及び出力条件のカ スタマイズ。ペ ンタ毎に規定して いるインタフェ ースのレイアウト が異なる。(例： CSVファイルで連 携するか、固定長 のファイルで連携 するか、値の入れ ない場合の初期値 (全て空白とする かなど)、項目の 並びが異なるた め、システムの レイアウト整形が 必要となる。 【理由】 外部連携先システ ムとの連携データ が各業務、および 開発ベンダーに よって異なる。	小	小	中	導入時	△	【団体間の違い】 電子公印を市長名 に半分印がかかる ように文字の公印 の出力位置などを 調整している。 【理由】 電子公印を使用 しての帳票出力の 規定は、市町村に よって異なるた め。	小	小	小	導入時 法改正時 (不定期)	△	【団体間の違い】 総合窓口システム として使用するた めに他のシステム との連携機能を 個別に設けている。 具体例としては、 住基システムにロ グインした場合に 通常であれば、 住基システムで保 持している情報が 参照できないが、 住民からの問合せ として介護保険 の受給、保険料の 滞納状況などを 問われることもあり 、その場合に介護 保険で聞いてくだ さいと言わなくて 良いように、予 め介護保険システ ムより規定のイン タフェースでデー タを取得しておく ことで、情報を 参照できるように する。 【理由】 自治体の総合窓 口は昨今の自治 体システムの傾 向であり、どの ように総合窓口 が各担当課の構 成などにより異 なるため。	小	小	大	導入時	△	【団体間の違い】 例、通知書類の 首長名が、市、 区で異なる。ま た、区毎にファ イルを分割して データの引渡し が必要となる。 【理由】 政令指定都市 の場合、区の権 限や運用が市 によって異なる ため。	中	中	中	導入時	△	【団体間の違い】 介護保険広域連 合の場合は単 独の保険者 (市町村1つ のみ)の場合 と異なり、グ ループ課(広 域の中のと ある市町村の グループ分け に応じて保 険料を設定す るなど)を実 施しており、 賦課処理の カスタマイズ が必要。どの 市町村の単 位で区切りを 行うかなどは 一意的に決ま らないため、 システムで可 変の対応は難 しい。また、 広域連合の保 険者は全国で 大量に存在す るわけではない ため、通常製 品での対応は 行っておらず 、個別対応と なることが多い。 【理由】 各広域連合で の運用に委 ねられているた め。	中	中	中	導入時	○

・内容は一例で、全ての内容を網羅するものではありません。
 ・自治体規模は以下を目安にしています。
 小規模:3万人未満
 中規模:3万人以上、30万人未満
 大規模:30万人以上
 ・影響度は目安です。
 ・パラメータ対応の可否は、凡例は以下の通りです。
 ○:技術的に可能。(現在、実現しているものではありません)
 △:統一的な仕様で定められた場合は可能。

自治体における主要業務のカスタマイズの一例

No	業務名 (LASDEC主要26業務 電子自治体準拠)	影響度	主要要因																		
			自治体の条例で 決められている				組織の規模が異なる				自治体固有の理由				その他						
			規模別 影響度		頻度	パラ メータ 可 否	規模別 影響度		頻度	パラ メータ 可 否	規模別 影響度		頻度	パラ メータ 可 否	規模別 影響度		頻度	パラ メータ 可 否			
小 規模	中 規模	大 規模	小 規模	中 規模			大 規模	小 規模			中 規模	大 規模			小 規模	中 規模			大 規模		
8	T06 国保・年金 後期高齢者医療	中	【団体間の違い】 様式が異なる。 ・賦課決定通知書 ・納入通知書 ・納付書 【理由】 統一の様式が無く、各自治体の条例で様式が決められている。	小	小	小	導入時 および 制度 改正 時(1 回/年 程度)	△	【団体間の違い】 自治体の規模や組織(総合窓口の有無、福祉や保険年金業務の分担の違い)が異なるため、エンドユーザにとって使いやすいシステムの定義(画面/帳票/運用形態)がちがう。	中	中	中	導入時	○	【団体間の違い】 他業務システムとの連携に必要な機能を、カスタマイズで実装する。(住基システムや税システム等) 【理由】 連携するシステムのインタフェース仕様が、製品によって異なる為。	中	中	中	導入時	△	
			【団体間の違い】 暫定賦課を行う自治体の場合は、確定賦課で保険料が変更になった対象者に変更通知を出力する機能を追加。 【理由】 暫定賦課を実施する自治体と実施しない自治体がある。	小	小	小	導入時	○	【団体間の違い】 小～中規模自治体ではオンライン処理で対応できる事務でも、大規模自治体ではオンラインでは対応できない場合は、バッチ処理をカスタマイズで作成する場合がある。(例えば、催告書の発行等が考えられる。) 【理由】 処理対象のデータ数が自治体の規模によって異なる為。	小	中	中	導入時	○	【団体間の違い】 ポータル連携の対応、シングルサインオンの機能の実装 【理由】 シングルサインオンする為に、連携するポータルに合わせてログインユーザ情報を引き継ぎ、各業務システムへログインできるように機能を実装する必要がある。	中	中	中	導入時	△	
			【団体間の違い】 保険料の期割の方法が自治体により異なる。例えば、 ・徴収期数 ・納期限年月日 ・支払回数割保険料額の端数単位 ・平準化の方法 ・集約の有無(例えば、1期、2期、3期のそれぞれの金額が小さい場合、1期にまとめて徴収するか、3期にわけて徴収するのかなど。) 徴収期数や納期限年月日は納入通知書の印字内容にも影響する。 【理由】 各自治体の条例で決められている。	小	小	中	導入時	△	【団体間の違い】 小規模自治体では、常駐SEがない場合があり、担当職員で全処理を実行できるように自動化を行ったり、データベース中のデータを成型する機能をカスタマイズで作成する場合がある。 【理由】 職員のスキルにもよるが、バッチ処理やデータベースのデータを直接扱う処理は難易度が高い為、通常は職員は行わずに常駐SEが実施していると考えられる。	大	中	小	導入時	○	【団体間の違い】 複数業務システムのデータの、統合データベースで管理する為に必要な機能の実装 【理由】 自治体によって、統合データベースの運用をしている場合があるが、複数ベンダの製品を導入する場合は、統合データベースに対応する為にカスタマイズが必要になる為。	小	中	大	導入時	△	
			【団体間の違い】 延滞金の徴収の有無が、自治体によって異なる。徴収を行う場合、納期限から完納までの延滞金計算処理を実装する必要がある。 また、督促状発行日数や督促手数料の有無についても、自治体によって異なる。 【理由】 各自治体の条例で決められている。後期高齢の条例で独自に制定せずに、税等の条例に規定されている内容にしたがう場合がある。	小	小	小	導入時	○								【団体間の違い】 複数業務の徴収事務を、共通システム(収納管理システム)で実施する場合に必要な機能の実装 【理由】 自治体によって、徴収事務を共通の収納管理システムで運用する場合があり、収納管理システムとのデータ連携を行うための機能をカスタマイズで実装する必要がある。	中	中	中	導入時	△

・内容は一例で、全ての内容を網羅するものではありません。
 ・自治体規模は以下を目安としています。
 小規模：3万人未満
 中規模：30万人未満
 大規模：30万人以上
 ・影響度は目安です。
 ・パラメータ対応の可否は、凡例は以下の通りです。
 ○：技術的に可能。(現在、実現しているものではありません)
 △：統一的な仕様で定められた場合は可能。

自治体における主要業務のカスタマイズの一例

No	業務名 (LASDEC主要26業務 電子自治体準拠)	影響度	主な要因																							
			自治体の条例で 決められている			組織の規模が異なる			自治体固有の理由			その他			規模別 影響度			対パ ラメ ータ 可 否								
			小 規模	中 規模	大 規模	頻度	対パ ラメ ータ 可 否	小 規模	中 規模	大 規模	頻度	対パ ラメ ータ 可 否	小 規模	中 規模	大 規模	頻度	対パ ラメ ータ 可 否	小 規模	中 規模	大 規模	頻度	対パ ラメ ータ 可 否				
10	T12財務会計	大	【団体間の違い】 自治体ごとに決算書、 予算書などの帳票様 式が異なっている。 【理由】 統一された帳票様式 がなく、自治体ごと に様式を定めているた め。	小	中	大	導入時	△	【団体間の違い】 組織規模の大小によ り、取り纏め課の業務 範囲が異なり、メ ニュー構成、権限等 の要望が異なってくる。 【理由】 規模が小さい場合、取 り纏め部署で、全庁の 業務を行うための機能 が求められる。 規模が大きい場合、各 人の権限を厳格に管 理し、各課で申請し取 り纏め部署で審査する 機能が求められる。	小	中	大	導入時	○	【団体間の違い】 現状の運用のサポ ートとしてシステムを利 用している自治体もあ れば、導入したシステ ムに合わせて運用もあ る。また、電子入札シ ステムと連携するよう な運用もあり、各自 治体の作業効率化の考 え方や、運用の方針 によりシステムの利用 方法が変わる。 契約業務、物品業務 の運用が自治体によ って異なる。 例：物品購入の場合、 パッケージでは「執行 同一負担行為一支出 命令」の順に伝票発行 することを想定してい るが、指名又は入札な どの処理は運用で行 い、決定後に負担行 為、支出命令のみ起 票する即決定処理な どがある。 【理由】 自治体ごとに契約業 務、物品業務の運用 を定めているため。	小	中	大	導入時	△	【団体間の違い】 他業務システムとの連 携範囲、方式などが異 なり、それにより運用 も異なる。 例：歳入管理につい て、財務会計システ ムにて1件単位で管理 する自治体もあれば、歳 入が発生する業務は 全て電算化されてお り、財務会計システ ムは各システムからデ ータをもらう自治体も ある。 また、人事給与管理シ ステムが導入されてい れば、人事給与関連 の支出情報は、人事 給与管理システムで 管理するため、支出情 報を財務会計システ ムに取込む必要がある 。このとき、お互い のインターフェース が合わなければ、カ スタマイズが必要に なる。 人事給与管理システ ムが導入されていな ければ、財務会計シ ステムに支出情報を直 接入力するため、上 記のようなカスタマイ ズは不要になる。 【理由】 自治体毎に独自のシ ステムがあり、それ ぞれの機能の定義も 異なるため。	小	中	大	導入時	△
11	T13庶務事務	大	【団体間の違い】 休日給の対象勤務時 間帯、超過勤務の代 休処理、日当支給の 計算条件など 【理由】 自治体毎に条例で定 められており、かつ統 一されていない	小	中	大	導入時	△	【団体間の違い】 複数職員の一括処理 機能や総務事務セン ター職員向けの機能 【理由】 所属する職員数が多 い部署や利用端末が 少ない部署がシステ ム対象範囲となる場 合、代理者による一 括処理が運用上求め られる また、総務事務セン ターを設置する場 合は、事務センター の業務に特化した機 能が必要となる	小	中	大	導入時	△	【団体間の違い】 申請書や給与明細の 様式の違い 【理由】 統一された様式がな く、自治体ごとに決 められているため	小	中	大	導入時	△	【団体間の違い】 地域の特性が機能に 影響を及ぼす場合 (例)：地図ソフトと連 動した移動距離から交 通費算出する公用車 対応等運賃検索ソフト との連動等 【理由】 通勤手段が鉄道主体 の地域や自家用車主 体の地域など勤務地 の立地条件が異なる ため	小	中	大	導入時	△

パラメータによる対応について

標準的な運用フロー、画面レイアウト、伝票レイアウト、帳票レイアウトを2~3パターン提供しパラメータにより切り替えることは可能と考える。
 ただし、それですべての自治体の要望が満たされるか、すべての機能について実装できるか、性能や保守性が低下しないか、などの課題は残る。

・内容は一例で、全ての内容を網羅するものではありません。
 ・自治体規模は以下を目安にしています。
 小規模:3万人未満
 中規模:3万人以上、30万人未満
 大規模:30万人以上
 ・影響度は目安です。
 ・パラメータ対応の可否は、凡例は以下の通りです。
 ○:技術的に可能。(現在、実現しているものではありません)
 △:統一的な仕様で定められた場合は可能。

自治体における主要業務のカスタマイズの一例

No	業務名 (LASDEC主要26業務 電子自治体準拠)	影響度	主要要因																						
			自治体の条例で決められている					組織の規模が異なる					自治体固有の理由					その他							
			規模別影響度		頻度	対パラメータの可否	規模別影響度		頻度	対パラメータの可否	規模別影響度		頻度	対パラメータの可否	規模別影響度		頻度	対パラメータの可否							
小規模	中規模	小規模	中規模	小規模			中規模	小規模			中規模														
12	T14人事給与	大	【団体間の違い】 様式が異なる。 ・辞令書 ・昇給通知書 ・給与明細書など 【理由】 統一の様式が無く、各自治体の条例で様式が決められている。 【団体間の違い】 手当計算の算出式や端数処理などが異なる。 【理由】 手当計算の算出式が、自治体ごとに定めているため。 【団体間の違い】 臨時職員の任用～賃金計算が計算方法および運用方法(管理を給与主務課にするか、各任用課とするかなど)が異なる 【理由】 自治体独自に定めていることが多いため。	小	小	小	導入時	△	小	小	大	導入時	△	中	中	大	導入時	△	中	中	大	導入時	△	○	
			<p>パラメータによる対応について</p> <p>計算式の違いやパラメータによる読み込み処理の増加で性能や保守性の低下が懸念されるため、パッケージですべてを網羅するか、規模ごとのパッケージを用意するなどの対応方法が考えられる。</p>																						
13	T15文書管理	小	【団体間の違い】 帳票に出力する文書の番号体系が異なる。 【理由】 各自治体ごとに文書の番号体系が条例で決められている。	小	小	小	導入時	△	中	中	中	導入時	△	小	小	小	導入時	△	小	小	小	導入時	△		
			<p>【団体間の違い】 システム化の範囲が異なる。 目録のみにする場合はメニュー体系に差が生じるため、カスタマイズで補う必要がある。 【理由】 小規模では文書の目録のみ管理できればよい顧客が多く、大規模では文書の中身(添付ファイルなど)まで管理する場合が多い。</p> <p>【団体間の違い】 様式の違い 【理由】 統一された様式がなく、自治体ごとに決められているため。</p> <p>【団体間の違い】 ボタンや項目などの画面上の文言が異なる。 【理由】 業務の呼び名が自治体ごとに異なる。</p>																						
14	T03戸籍																								
15	T04選挙投票																								
16	T05自動交付機																								
17	T08保健業務																								
18	T11学齢簿																								
19	T16土木積算																								
20	T17公有財産管理																								
21	T18統合型GIS																								
22	T19公営住宅管理																								
23	T20図書館																								
24	T21グループウェア																								
25	T22電子申請																								
26	T23電子申告																								
27	T24施設予約																								
28	T25電子調達																								
29	T26システム間連携																								

株式会社日立製作所 公共システム事業部
 全国公共ソリューション本部
 担当本部長 福岡 康文
 主任技師 菊田 篤史